

臨時の医療施設・「高齢者医療介護臨時センター」の整備

～福祉施設を転用した要介護高齢者向け臨時の医療施設は全国初～

- ◆ 要介護度の重い方を受け入れ、介護的ケアやリハビリ対応を行いながら、中和抗体薬や経口薬の投与などのコロナ治療を実施する臨時の医療施設・「高齢者医療介護臨時センター」を新たに設置

「高齢者医療介護臨時センター」の整備

施設の位置付け	特措法第31条の2に基づく「臨時の医療施設」（設置者：大阪府知事）
設置場所	大阪市住之江区に所在する新築の福祉施設を転用（借上げ）
設置期間	令和4年7月1日から令和5年3月末予定
運営方法	コロナ受入医療機関である医療法人の系列の介護施設等を活用し、同医療法人に臨時の医療施設の運営を委託 （施設転用・人材確保・運営に係る事業一式を一体的に同法人が担う） 【医療法人 成和会（北大阪ほうせんか病院）、社会福祉法人 福祥福祉会】
対象患者診療内容	軽症、中等症Ⅰ程度の要介護3以上の患者で原則として自宅において介護サービスを受けることが困難な患者を対象とし、介護的ケアやリハビリ対応を行いつつ、中和抗体薬や経口薬の投与などの治療を実施
病床数	40室（床）程度（ゾーニングによって変動あり）
スタッフ	医師、看護師、薬剤師のほか、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士などの専門職を配置
療養環境の特徴	・医療機関や宿泊療養施設よりも手厚い介護を受けることが可能 ・入所時から治療と同時にリハビリを受けることにより、ADLの低下を防ぎ、療養期間の短縮化を図る



居室①



居室②



居室内トイレ



浴室

入所する患者像、患者像を踏まえた運用ルール、スタッフ数、治療内容などの運用面の詳細は、受託法人を交え今後検討